

姫カツ指導者バンク設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、姫カツクラブの運営にあたって専門的な知識や経験、技能等を有している指導者を発掘し、その情報を提供する姫カツ指導者バンク（以下「指導者バンク」という。）を設置することにより、姫カツクラブの取組はもとより市民の活動の普及・振興を図り、もって豊かな地域社会に寄与することを目的とする。

(業務)

第2条 指導者バンクの行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 指導者の登録、更新及び取消しに関すること。
- (2) 登録情報の管理及び提供に関すること。
- (3) 指導者の発掘に関すること。
- (4) その他指導者バンクの設置目的の達成に必要な事項に関すること。

(登録対象者の資格)

第3条 指導者バンクに登録できる対象者は、中学生スポーツ・文化芸術活動についての専門及びアマチュア精神に則った見識を有し、かつ、ボランティアへの熱意を持ち、知識、経験及び技能を地域社会へ積極的に役立てようとする意欲のある者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 学校・地域との連携により、学校部活動を受け入れること。
- (2) 国が通知した、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に準じた活動を行うこと。
- (3) 指導を行う際には、姫路市が基準として示す指導者研修会を受講する意思があること。
- (4) 18歳以上（高校生は除く）であること。
- (5) 姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条の各号に該当しない者であること。
- (6) 学校教育法第9条の各号に該当しないこと。
- (7) 政治・宗教を目的としないこと。
- (8) 営利を目的としないこと。
- (9) 過去の指導において、体罰、ハラスメント等指導者として不適格と認められる事項のない者であること。

(登録方法)

- 第4条 指導者バンクに登録を希望する者は、姫路市オンライン手続きポータルサイト「姫カツ指導者バンク～指導者登録フォーム～」から教育委員会へ申請を行う。
- 2 教育委員会は提出された申請書を審査し、その結果を姫カツ指導者バンク登録審査結果通知書(様式第1号)により申請者へ通知するものとする。
- 3 教育委員会は申請書が適当であると認めたときは、指導者バンク登録者名簿に登録し、姫路市HPなどでその者を公表するものとする。

(登録の有効期間)

- 第5条 登録の有効期間は、登録した日を含む年度から5年度目の3月末日までとする。

(登録の抹消)

- 第6条 教育委員会は、指導者バンクに登録した者(以下「登録者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。
- (1) 申請書の内容に虚偽があったとき。
- (2) 指導者バンクを利用して政治活動、宗教活動又は営利行為をしたとき。
- (3) 社会的信用を失墜するような行為をしたとき。
- (4) 登録者から姫カツ指導者バンク登録辞退届(様式第3号)の提出があったとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が不適格と認めたとき。
- (6) 利用者からの依頼に承諾し、指導を開始したとき。
- 2 教育委員会は、前項による登録取り消しを行ったときは、姫カツ指導者バンク登録取消通知書(様式第4号)により当該登録者へ通知するものとする。

(登録者の役割)

- 第7条 登録者は、指導者バンクを利用する団体等(以下「利用者」という。)の要請に応じて指導等を行う。

(登録の変更)

- 第8条 登録者は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに教育委員会に姫カツ指導者バンク登録事項変更届(様式第2号)を提出するものとする。

(登録の更新)

- 第9条 登録者は、第5条に規定する登録の有効期間の満了する日の2ヶ月前から当該終了する日までの間に申請書を提出することにより、登録の更新を申請することができる。
- 2 教育委員会は、前項の規定により提出された申請書の内容を適当と認めた場合、登録を更新することができる。

(登録者の公表)

- 第10条 登録者の情報で公表するものは、申請書に記載された事項のうち、性別、年齢層、指導種目、指導可能時間帯、活動校区、保有資格等とする。
- 2 利用者の情報で公表するものは、依頼書に記載された事項のうち、団体名、希望種目、希望内容、活動場所、希望人数等とする。

(指導者バンクの利用)

- 第11条 利用者は、姫カツを担う団体等であって、過度の勝利至上主義を目指すことなくその規模・活動内容及び安全管理が適切なものとする。
- 2 指導者バンクを利用しようとする活動の内容が政治、宗教又は営利を目的とする場合は、指導者バンクを利用することができない。
- 3 その他教育委員会が適当と認めた団体等であること。

(報告)

- 第12条 登録者が利用者から指導等の要請を受け、指導開始に至った場合には、登録者及び指導者は教育委員会にその旨を報告しなければならない。

(傷害保険)

- 第13条 登録者が指導開始する場合には、必ずスポーツ安全保険に加入するものとする。

(事故)

- 第14条 活動中のトラブルや事故等の責任は、指導者や姫カツクラブ、姫カツ運営事務局が各範囲において負うこととする。

(所管)

- 第15条 指導者バンクは、本市の教育委員会 健康教育課が所管する。

(委任)

- 第16条 この要綱に定めるもののほか、指導者バンクに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

- この要綱は、令和7年9月1日から施行する。